平成２２年（フ）第２６６５号
福岡市博多区東那珂１丁目９番35号
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６７０号
福岡市東区箱崎２丁目40番22号
債務者　渡洋子こと　渡　　夙子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６７１号
福岡市中央区平尾５丁目４番17―202号
債務者　藤渡ひとみ
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６９１号
福岡市東区松崎３丁目16番３―1503号
債務者　山本　伊保
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７０３号
福岡市東区和白４丁目６番18号
債務者　小畠　弘道
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７０７号
福岡市早良区梅林７丁目６番27号
債務者　中山　淳哉
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４７４号
秋田県潟上市天王字二田79番地５　１号、前住所秋田県潟上市天王字二田108番地10
債務者　眞壁　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０３号
茨城県取手市井野３丁目16番14―101号
債務者　竹内　明子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
茨城県稲敷市江戸崎乙821番地24
債務者　中嶋　利秋
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
茨城県稲敷市江戸崎甲2174番地四ツ谷住宅１号
債務者　ヌマザキジュウターマス
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
千葉県鴨川市内浦1893番地６
債務者　村田　孝行（旧姓鳥海）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第５５号
千葉県鴨川市北小町250番地
債務者　原　　克典
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第１２５号
宮城県東松島市矢本字新沼193番地、前住所宮城県東松島市矢本字大溜163番地５
債務者　伊藤　　勉
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
宮城県石巻市双葉町10番27号
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２１００号
名古屋市北区敷島町１番地　スカイハイム黒川403号
債務者　水谷　一彦
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８２３号
名古屋市守山区川上町４番地　タウン三浦Ａ棟102号
債務者　セイワ工業こと　星　　孝
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８２４号
名古屋市守山区川上町４番地　タウン三浦Ａ棟102号
債務者　星　　順子
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８９７号
名古屋市千種区仲田１丁目10番13号　千種仲田シティハウス501号
債務者　日比野卓夫
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部